

「災害援護資金貸付」について

台風第19号により被災され、世帯主が負傷した場合や、住居・家財に損害を受けた世帯主に対し、生活の立て直しのための資金をお貸しします。

1 損害の程度と貸付限度額

損害の程度	世帯主が負傷したとき ※1	世帯主の負傷がないとき
家財・住居の損害がないとき	150万円	
家財の三分の一以上の損害があり、かつ住居の損害がないとき	250万円	150万円
住居が「半壊」または「大規模半壊」したとき	270万円（350万円）	170万円（250万円）
住居が「全壊」したとき	350万円	250万円（350万円）
住居の全体が滅失若しくは流失したとき		350万円

◎ 上記の金額を超えて、なお貸付が必要な場合は、150万円を上限として別に貸付が受けられます。《上乘せ部分》

※1 「世帯主が負傷したとき」とは、療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上のときのことをいいます。

☐ 注 被災した住宅を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合は、()の額になります。

2 所得制限

世帯人員	特別区民税・都民税における前年の総所得金額
1人	220万円未満
2人	430万円未満
3人	620万円未満
4人	730万円未満
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満

(ただし、その世帯の住居が滅失した場合は、1270万円未満)

3 償還方法

- ① 原則、10年間の「年賦」で償還します。
- ② 利率は、保証人有の場合は「無利子」、保証人無しの場合は「1%」です。なお、据置期間（最初の3年間）は「無利子」です。

4 申請方法

貸付を希望される方は、原則「世帯主」が、お住まいの地域の総合支所地域振興課（下記お問い合わせ先）までお電話ください。必要な書類を郵送でお送り

します。(同封する返信用封筒にてご返信ください)

※ 申請書を区で受付後、審査を行いますので、提出時点で貸付が決定するものではございません。また、審査にあたり、改めて提出書類や確認を求める場合があります。

※ 申請書の提出から入金までは、2～3か月程度かかります。

5 申請期間

令和2年1月10日(金)から令和2年1月31日(金)まで

6 貸付に必要な書類

- ① 災害援護資金借入申込書(※1)
- ② 災害援護資金借用書(※1)
- ③ 医師の診断書(世帯主の負傷を理由とする場合)
- ④ 借入申込者及び保証人の印鑑登録証明書(※2)
- ⑤ 世帯全員の最新(平成31年度)の課税証明書(※2)
- ⑥ 住民票の写し(世帯全員で、続柄が載っていること) **2部**(※2)
- ⑦ 災害救助法に基づく「り災証明書」のコピー
- ⑧ 口座振込依頼書 兼 登録申請書

※1 ①、②は、連帯保証人の記入・実印の押印が必要です。

※2 世田谷区では、台風第19号の被害により、各種生活再建のための支援制度等の手続きに「住民票の写し」や「印鑑証明書」、「課税証明書」が必要な場合には、災害救助法に基づく「り災証明書」の提示により、交付手数料を免除しております。

無料発行窓口：各総合支所くみん窓口、各出張所、各まちづくりセンター

7 その他

《上乘せ部分》は、別に申請書等が必要になります。

8 問い合わせ先

お住まいの地域の総合支所地域振興課

世田谷総合支所地域振興課 03-5432-2812

北沢総合支所地域振興課 03-5478-8000

玉川総合支所地域振興課 03-3702-1603

砧総合支所地域振興課 03-3482-1321

烏山総合支所地域振興課 03-3326-1202